

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金保険料の後納制度について

これまで、国民年金保険料を納めずに納期限より2年を超えると、保険料を納めることができませんでした。このたび、平成30年9月30日までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去5年以内に延長され、これにより時効で納付できなかった期間の保険料を納付することが可能な「後納制度」を利用することができます。

この制度を利用することで、将来の年金額を増やすことや、納付した期間の不足で、年金の受給ができなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。※60歳以上で、老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度を利用できません。

後納保険料を納付するためには、事前に北見年金事務所への申し込みと、審査が必要です。

《問い合わせ先》

ねんきん加入者ダイヤル
☎ 0570-003-004
北見年金事務所 ☎ 0157-25-9635

心配ごと相談のお知らせ

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

津別町社会福祉協議会 ☎ 76 - 1161

「消費者力検定」のご案内

一般社団法人日本消費者協会では毎年1回、11月上旬に消費啓発のための検定試験「消費者力検定」を行っています。

食の安全問題や悪質商法などのさまざまな消費者トラブルが増える中、消費者自身が我が身を守るための知識を試す検定です。基礎コースと応用コースがあり、得点によって1級から5級に認定されます。消費者トラブルなどに対処するためにも、毎日の生活について正しい知識を学び身につけ、自立した消費者となれるよう消費者力を磨きませんか。

※「消費者力検定」の詳しいご案内は、広報9月号に掲載予定です。

「消費者力検定」に向けた、公式参考書等が発刊されています。消費者行政推進事業の補助により無料で配布できますのでご利用ください（冊数に限りがあります。下記参照）。

『消費者力検定受験対策テキスト』（先着6名まで）
『消費者力検定ワークブック2018』（先着8名まで）
※過去の「消費者力検定」用の参考書
『消費者力検定ワークブック2016』（先着2名まで）
『消費者力検定ワークブック2017』（先着3名まで）
参考書等ご希望の方・受験の問い合わせ先
産業振興課 商工観光グループ ☎ 76 - 2151（内線258）

新しい施設が続々登場の活汲地区の今に迫る！ 地区唯一の商店のこだわりとは？

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください

車で市街地から10分、約280の方が住む活汲地区。今年5月には障がい者の芸術作品を展示する私設美術館「活汲アール・ブリュット美術館」、6月には旧活汲小中学校を利活用した「ツクール」がオープンした、何かと話題のエリアをご紹介します。今年で発行15年になる活汲地区専門のミニ通信「活汲村通信」を発行する柳瀬さんが思う、活汲地区の魅力とは？ 脱サラして豆腐屋を事業継承したご主人が営む、活汲で唯一の商店の生き残り戦略とは？ ぜひご覧ください。



毎月20日
ごろ更新

#15

2018年6月号
津別町活汲地区の今に迫る

タウンニュースつべつが北海道映像コンテストで入選

「北海道映像コンテスト2018」（一般社団法人北海道映像関連事業協会主催）において、タウンニュースつべつ『#8 津別町の医療最前線!! 後編』が地域振興コンテンツ部門最優秀賞を、『#10 津別町唯一の新聞津別新報に密着!! 編』が番組部門（短編・VP）優秀賞を受賞しました。

※タウンニュースつべつはふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

職員がレポーターに挑戦

問い合わせ先 住民企画課 企画グループ ☎ 76 - 2151（内線215）

介護保険制度のお知らせ

介護保険施設の居住費及び食費の減額申請

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が7月31日で満了することに伴い、8月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費（ショートステイを含む）について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

なお減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

負担軽減の基準【平成27年8月より】
申請書の添付書類として、金融機関への照会に対する同意書、預貯金通帳等の写しが必要となり、町は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また不正受給があった際は、加算金が課される場合があります。

所得要件	・町民税非課税 ・配偶者も町民税非課税 (別世帯も含む)
資産要件	預貯金等が一定額以下 単身世帯：1,000万円 夫婦世帯：2,000万円

介護サービスを利用した時の負担割合が変わります！平成30年8月より

介護サービスを利用する方には、費用の一定割合を自己負担いただいております。この利用者負担割合について、これまで1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から、65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には3割を自己負担いただくこととなります。

【今回の見直しについて】

介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内、世代

間の負担の公平、能力に応じた負担を求めるといった観点から、負担能力のある方については自己負担をお願いするため見直しが行われます。

【3割負担の対象となる基準】

65歳以上で、合計所得金額（※1）が220万円以上の方であり、年金収入とその他の合計所得金額（※2）の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の方が対象となります。

※1「合計所得金額」とは収入から公的年金等の控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算したものです。

※2「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方に、介護サービスを利用する際の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

現在お送りしている負担割合証の利用適用期間が7月31日で満了することから、8月1日からの負担割合証を送付しますので、介護サービスを利用の際に今回お送りする「介護保険負担割合証」と「介護保険被保険者証」を、一緒にケアマネージャーとサービス提供事業所に提示してください。※現在お持ちの「介護保険負担割合証」については8月以降各自で破棄してください。

問い合わせ先

保健福祉課介護保険担当②番窓口
☎ 76 - 2151（内線230）

《陸・海・空自衛隊 平成30年度募集のご案内》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日（1次）
航空学生（海・空）	高卒（見込含） 海：23歳未満／空：21歳未満	7月1日（日）～9月7日（金）	9月17日（月・祝）
一般曹候補生			9月21日（金）・22日（土）
自衛官候補生	男子	年間を通じて行っています。	7月17日（火）～20日（金）内1日 帯広 9月26日（水）・27日（木） 美幌 9月30日（日）・10月1日（月） 帯広
	女子		9月28日（金） 美幌 9月29日（土） 帯広

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎ 0157-23-6826

募集コールセンター（受付時間：12時～20時）フリーダイヤル☎0120-063-792